

宅地造成等規制法施行規則等の一部改正に対する主なご意見等の概要とそれに対する国土交通省の考え方

対象部分	寄せられた主なご意見等の概要	国土交通省の考え方
2. I. ①	省令案で定めている「軽微な変更の範囲」を拡大してほしい。造成主の変更, 設計者の変更は軽微な変更にしてほしい。	ご意見を踏まえ、造成主、設計者の変更も軽微な変更の範囲とします。
2. I. ①	宅地造成に関する工事の変更許可申請書、変更許可通知書、変更届出書の様式を決めてほしい。	ご意見を踏まえ、都道府県知事等に対する技術的助言(別途作成中)において例示することとします。